

# 議会運営委員会記録

1. 期日 平成 28 年 7 月 25 日(月) 開会 11 時 00 分  
閉会 11 時 18 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題  
①議会における情報機器の使用基準について  
②その他
4. 出席者 二見委員長、渡辺副委員長、桑原委員、二宮委員、杉崎委員、小笠原委員  
添田議長、安藤事務局長、椎野課長、堀込主事
- 執行者側 なし
- 傍聴議員 5 名
- 一般傍聴者 0 名
5. 経過

議長あいさつ

---

## ①議会における情報機器の使用基準について

委員長 これより議題に入る。初めに、情報機器を会議に持ち込むことについて、皆さんの了解を得たいと思うが、よろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、議会における情報機器の使用基準についてを議題とする。ICT 導入検討チームの渡辺委員より説明をお願いします。

渡辺 本日、午前 9 時 30 分より検討チームで使用基準案について話し合った。それでは報告をする。お手元の資料をお願いします。

資料に基づき説明(二宮町議会における情報通信機器の使用基準(案))

○補足説明(以下、箇条書き)

- ・「会議」の定義については、勉強会も含む。
- ・「情報通信機器」について、外部通信を禁止する項目があるので、現在携帯電話についても主の機能を利用するということもあるので、あえて外さなかった。
- ・音声は操作音について、あくまでも「会議の運営に支障をきたさないよう」というこ

とが重要なので、この表現とした。

- ・SNSについての項目とメール送信の項目とが初めは分かれていたが、重複する項目であるので、1つにまとめた。
- ・適用範囲について、「執行者」という表現を当初使用していたが、執行者の定義をめぐり、自治法の規定が明確でないという指摘があり、このようにした。
- ・適用範囲で「傍聴者、その他、議長、委員長が認めた者」を入れたいという話があったが、これは議長、事務局で、現段階で管理ができないため、今後の課題として検討することがよいただろうとし、今回は含めなかった。
- ・6について、どこで基準の取扱いをするか、明確にする必要があるため、追加で入れた。

渡辺 説明は以上である。

委員長 このことに関し、何か質問はあるか。

杉崎 4 である。この文からすると、停止を命ずるのは、その日、その場所だけと読み取れるが、それでいいのか。

委員長 私の解釈は、その日だと思う。「再三」ということもあるので、その点も考えて。

小笠原 違反行為に対する措置であるが、我々の中で違反行為をする人がほとんどいないと信じているので、そこまで細かくは規定していないが、私はその場の委員会において、問題になった場合に注意してあらためる。あらためない場合は、その委員会の使用の停止なのかなと思ったが、本会議なのか、委員会なのかわかりづらいので、話し合った方がよい。

議長 この文章からすると、その議会または委員会だと思う。それは主語が「議長又は委員会の長」となっている。これはその場の議会、委員会と捉えるべき。長期的な使用の停止を命ずる規程を設ける場合は、別文章で入れたらよいと思うが。

渡辺 私も、これはその時の会議に限定されると思うが、もしこのような事態が再三起こる事態になった場合、むしろ使用基準をどうするかという話になってくると思う。今日ここで文言をいじるというよりも、そう行くことが無いようにしていく精神で取り組むことが必要。こういうことが再三起こるようであれば、それは議会の信用にも関わる。その時点で、使用基準も見直していくことになると思う。

杉崎 「注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反の行為があらためられない場合には、情報通信機器の使用の停止を命ずる」その場は注意をして、また次の日も注意された、その次の日も注意をされたと、その後使用の停止を命じたとも取れる。注意をするのは、その時の議会、委員会であるが、

停めるのはその行為を何回やった場合なのか、はっきりさせた方がよいのではないか。

議長 先ほども話した通り、主語が「議長又は委員会の長」となっているので、その会議、委員会だと思う。長期の場合には議長名だと思う。杉崎議員の解釈は、その日の会議または委員会という意味で捉えた方がよろしいのではないか。

杉崎 その時注意はするが、停止は命じられない。「再三の注意」ということは、その日に何度も注意されるのか、後日に何度も注意されるのかの両方に取りれる。

議長 「当該議会又は委員会で」と入れたらどうか。

渡辺 そうすると「ただし、当該の会議において」を加えることでどうか。

二宮 議員も職員も常識のあるかたが使用するわけであるので、「再三の注意」という部分を変えて、もっと強くしてはどうか。やってはいけないことをきちんと理解して機器を持ち込むわけであるので、2回注意されたら常識を疑う。

議長 「再三」を除いた方がよいのでは。

委員長 「再三」を取ってください。

桑原 例えば携帯電話やスマートフォンを持ち込んだとして、議場や会議室で鳴ってしまった場合、どうなるのか。

(それは注意だとの声あり)

2回目以降については、どうなるのか。

渡辺 その場で電源を落としていただき、それでも対応しない場合は、議場外に置いてきていただくということになると思う。

小笠原 「再三」を取ったら、「注意によっても」を取らないとおかしい。確認である。

渡辺 改めて読む。「議長又は委員会の長は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし違反の行為が改められない場合には、情報通信機器の使用の停止を命ずる。」となる。

委員長 それでは、二宮町議会における情報通信機器の使用基準(案)はこれにて決定する。

---

## ②その他

委員長

他に何かあるか。なければ議会運営委員会を閉会とする。

閉会 11時19分